

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年12月25日（木）14:00～14:59
- 2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 後藤 國利 有限会社百年の森取締役

<事務局>

- 内田 要 内閣府地域活性化推進室長
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国有林野について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区のワーキンググループを開催いたします。

本日は、夕方までであるのでございますが、幾つかのグループに分かれていまして、最初に元白杵市長でいらっしゃいます後藤様、林業の専門家、有識者からのヒアリングをさせていただきます。

それから、主に成長戦略で書かせていただいた法律事項以外の項目が幾つかございますので、そちらのフォローアップをさせていただくのと併せて、幾つか農水省、法務省の関係、これは成長戦略に関係ない議論でございますけれども、その後、区域会議から出てきた項目を御議論いただきます。

最初の「国有林野について」でございますが、今、お話もございましたけれども、机の上に資料を事務局から置かせていただいております。

秋田県仙北市から、国有林野の民間開放ということで精力的な提案をいただいたところ、農林水産省の御了解もいただいて、規制改革項目として法案を1回閣議決定させていただ

いたのですが、その後ワーキンググループの先生方と視察させていただいた関係の資料です。

県も含めてヒアリングをいたしましたので、そのときの議事録等がございます。一言でいうと、仙北市というのは市の面積の8割が林地であって、その中の7割が国有林ということで、全体で6割近くが市の面積の中で国有林になっているという中で、市と国の林政局とのコミュニケーションが十分とられていない印象を受けました。

ですから、市が観光地を広葉樹にしたいといっても、5年に1度森林計画をつくるときに一応話を聞いていますという程度で終わってしまっているとか、国有林のほうも必ずしもそういった市のニーズに沿った形での開発をしていない、あるいはメンテナンスをしていないというような印象を受けたわけでございます。これからコミュニケーションをとっているいろいろな形で林地の利用をしていくことになりましたが、制度的な問題もまだ多々あるのではないかと考えております。

法律のほうは資料にもございますけれども、民間への貸し付けの面積を5haから10haにする。あわせて、通知の改正になりますが、別途手当する予定ですが、当該市町村に限られている貸付先をそれ以外にも貸せるようにするというのを政府決定しておりますので、その通知のほうは早目に改正をする方向で今、林野庁と議論をしております。

そういった中で、後藤先生から今日はお話をいただきます。八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 後藤さん、今日は遠方よりお越しくださいます、どうもありがとうございます。

2点ほど今までの経緯を要約しておいたほうが良いと思うことがございます。1つは、従来は、国有林に関して、毎年毎年これだけ切ってちょうだいと頼むという業務委託は行われてきたのですが、国有林の立木を含めた民間経営委託は行われてこなかった。国有林を経営委託する際には、杉林で木を切ったあとにまた杉を植えてもいいし、ゆくゆく広葉樹にしていてもいい。それは、事業者の選択に任せる。ただし契約終了時には、一定の量の木はちゃんと残すという条件の下で委託する。一定の量というのは、胸の高さで木の断面積をはかるから、それで制約をかければ良いというのが後藤さんのお考えです。それが基本です。

もう一つ、先ほどこの会議が始まる前に出た話は、分収林にまつわる規制に関してです。戦後すぐ更地を民間に貸して、そこに人工林をつくった。それが今、50年で切る時期になっている。それを一斉に切ってしまったら治山治水の観点から危ない。そうかといって、次にコストがかかりすぎるため再造林するわけでもないのだから、これをどうするかということが決まっていない。後藤さんの考えとしては、必ずしも50年で切る必要はない。長いことかけて徐々に切る。これを長伐期というのだそうですが、そういうことも許せば自然に自然林に戻っていく。国有林の民間経営委託とは別だが、密接に関連したそういう問題があるということをお話していらしたということです。

これは前置きでして、どうぞ、御説明をお願いいたしたいと思います。

○後藤氏 初めまして。後藤國利でございます。

来月6日には75歳となります。まだまだ現役です。林業との関わりは、ちょうど50年前にスギの木を植えるところから始まりました。植えた木をずっと育ててきて、50年を迎えています。当時の造林の作法に全く従わないで、こうでなければ林業は成り立たないという独断的育成を50年前からずっとやってきました。その森は、資料の後半に入っていますけれども、今の一般の森とは全く違います。

そのような経験をしてきたという経緯を踏まえまして、八田先生から以前、森のこと、林業のことがはっきりわからない、誰に聞いても腑に落ちない、一体どのようになっているのだろうかということでお尋ねをいただく機会があり、いろいろお話を申し上げました。

とにかくはっきりしていることは、森林は貴重な国産資源であるということです。この資源が威力を発揮するのはこれからであるはず。今、外国の森林に関心のある方は恐らく日本の豊かな森林資源がどうなるかということを目を注いでいるだろうと思います。せっかくここまで育ててきた昭和時代の森林資源が今後20年か30年過ぎたら、平成の日本人が全部切ってしまったのだと言われることが一番残念なことです。国の大事な富を失うことになると思いますから、ぜひとも避けなければいけないことだと思います。

戦後の非常に混乱した時代、資料の中に少しだけ書きましたけれども、混乱の時代の異常事態の中で、木材は、まさにゴールドラッシュみたいな形の木材ラッシュの時代がずっと続きました。その当時、昭和30年代は地主で山を持っていたら何もしないでざくざくお金が入ってきました。その当時は所得番付などというものが発表されていましたが、国全体でも各県においても上位には林業者がずらりと並ぶという時代でした。林業者は森林の所有者、木材を持っている人が中心でした。だんだんそこから遠くなる製材所などの事業体は山林地主ほどにはお金が潤わない構造だったのです。

現在はまったく変わってきました。これは何も不思議ではなく、ごく当たり前の正常な時代に戻っただけなのですが、以前のゴールドラッシュのころの残像が残っているものですから、またそうなるのではないかと願う人もあり、いろいろなところで混乱しています。

戦後の時代背景の中で、現在の林業の制度設計がなされました。現在の森林所有者の多くは当時山林をあまり持っていなかった農村、農家の人たちです。共有地をみんなで分けたりしましたから、所有面積平均が1ヘクタール未満という場合もありますが、そのような人たちは、とにかく木を植えさえしたらお金持ちになれる、木を植えたら子供が大学に行くとき、お嫁さんに行くときに切って売ったら大変裕福になれると言われ、夢見て、そういうインセンティブで植えられたのですが、結果としてその夢が実現しなかったという、ただそれだけのことだと思います。当時恩恵に与った森林所有者はそんなに多くはなかったし、所有者の世代も代わり、現在の森林所有者の多くは森林の資産価値についてあまり関心を持っていないと思います。

そういう中で、林業をどうしたらいいかということなのですが、針葉樹を植えるということは人工的に針葉樹林をつくるということです。自然林とは違います。自然に放っておいたら広葉樹になる場所に人工的に強制的に人工針葉樹を植えていきました。人工針葉樹林を造成してきたということが重要です。自然林だったら自然が淘汰してくれ、自然の摂理に従います。しかし、人工的に植林した人工林は自然の摂理と関係なく勝手にどんどん成長します。だから、人工林は人工淘汰をしてやらなければいけないわけです。その人工淘汰というのが、育成期間は間伐だったのですけれども、ある程度のところまでいったら人工淘汰作業である間伐を放棄するようになりました。原因は補助金の問題とかいろいろありますが、人工淘汰を怠りながら今に至っているということでもあります。

お配りしました資料の4ページをお開きいただきたいと思います。「スギばやし よくよく見れば サギばやし」と書いています。現行の人工スギ林は「スギばやし」ではなくて「サギばやし」ということになっています。これは外から見ると、立派な杉だな、杉の林が育っているなど思っていますが、一歩中に入ると林の中は真っ暗で、一本一本の木としては価値が非常に価値の低い、低質の木が育っていますが、一番上の太陽の光が当たったところだけは炭酸同化作用するものですから、そこだけが緑に輝いている。しかし、一歩中に入ったら惨たんたるものです。外見上の姿としては立派な杉林ができていると繕っていますけれども、その実態は惨たんたるもので、災害の原因にもなるし、何よりも木の下にある土壌が失われて、国土に莫大な損失をしています。そういうことがあるから広島のようなことが簡単に起きてしまう。こういうことだと思います。

○八田座長 国有林もそうなのですか。

○後藤氏 国有林も似たようなものです。

国有林は国有林で一生懸命育ててくれています。同じような存在です。程度からいいますと、民間の非常にうまく間伐が進んでいるところと民間で放置されたところの中間のところは国有林であろうかと思えます。国有林は必ずしもいい山に育っているというわけではありません。

そのような事情の中で、国のほうは戦後育てた森林を何とかしたい、このまま進んだら大変なことになるということで、平成23年度から「森林管理・環境保全直接支払制度」というものに切りかえました。

それまでは、育てることを名目に補助金をふんだんに出していだけで、育ったかどうかということは別問題だったのですけれども、これから先は収穫の時代にもなったし、今までの考え方をがらりと変えて、間伐をして、育てることによって利用もし、そこから収入も上げ、森を元気にしていくということにしたいと考えたのだと思います。

そのためには間伐材を利用しなければいけない。利用するためには間伐した材を山から持ち出さなければならぬ。だから、繰り返し使える道をつくることを主体にして、新しい制度に変えていく。今までは所有者に対し補助金を出していたのですけれども、所有者に補助金を出してもいい山が育っていない、だから、新しい制度を理解して計画を立てて

事業を実施する事業者の事業に対する補助金を出していきましようというように制度を変えました。

林野庁は制度設計を変えたとは言わないけれども、実際には、将来の展望が開けるような森にしていきましようというようなすぐれた制度への変更が、5ページの上下に書いてあるように発表され、新制度が始まったのですが、抵抗に遭って頓挫しているといえますか、なかなか進まなくて停滞しているというのが現状です。3年経過していますが、制度設計を変えるということは大変なことだと思います。

抵抗勢力の反発はすごく強い。どういうことかと申しますと、これまでずっと続けてきたのが補助金を配ることが主体の事業でした。その補助金というのは雇用創出の色合いが強い補助金で、森林をよくするということとは少し考えが違うわけです。そのような環境の中で今までずっと生きてきた方々は、制度の変更は大打撃を受けるわけです。まずは従来の雇用を守ることがもっとも大事なことだと考えているわけです。

雇用の中には各県で補助金配付とかいろんなことをし、それを監視している。そういう県の森林行政というものも入るわけですが、そのようなところの猛烈な反対があって、サボタージュもあって、実際に直接支払制度というのはなかなか機能していないという状況ですが、これを機能させるということは非常に大事なことだと思います。新しいことをいろいろすることも大事ですが、林野庁が真剣に考えて今までと様変わりして、こうするのだと言ったこの制度を実現することのほうが先ではないかと思います。

先ほど八田先生のお話に出ました、森をどのようにしていったらいいかということについては、7ページの写真をごらんいただきたいと思います。上が外から見た姿で、下のほうが中の姿です。これは50年間かけて私がつくってきた林です。こういう森を150haほどつくってきました。十分に間伐をしているというのが一番大事なことで、間伐をすると陽が入ってきますから、土が生き生きとします。生き生きとしてくるということは、草も生え、そこに鳥が来て、鳥が種を運んで広葉樹を育ててくれます。広葉樹がそこまで育ってきたら、今後20年間で広葉樹はさらに大きくなります。たとえその段階で杉をかなりの程度切ってしまうと、今度は天然性林ができるのですが、50年程度で皆伐をしてしまうと天然性林への転換が困難で、惨たんたるありさまになる心配があります。

先ほどちょっとお話に出てきました、国有林を民営化したらいいだろうということについては慎重になる必要があるでしょう、民営化したら、恐らく民間で経営する人たちの意図とか理念とが国有林の従来の育成方針とそぐわない場合が出てきます。

それだといけないと思うのですが、先ほど出てきました国有林を伐採するときに皆伐することを前提で入札に出していますが、伐採時期が民営化への切り替え時期だと思います。

従来、50年程度で、皆伐する設計をしていますが、50年を80年にする、100年にする、皆伐ではなく長伐期育林をしたいという育林事業者、すぐ切る人だけではなくて育林に活用してそれを長期にわたってお金にしていく、経済効果を上げていくということを考えている企業とか、個人に開放する。言ってみれば、伐採業者だけを対象にしないで、森林育成

経営をしようという事業者にも入札の道を開くと、そこで間伐をして長伐期化への道が開けます。

間伐につきましても、これまでの間伐は形式的な間伐で、とにかく間伐したら補助金を出しますというものでしたから、間伐率を上げると作業費がかさみます。少しだけの作業でも補助金が変わらないのなら、少しだけ切って、もしくは切ったふりをして補助金が来るというのが一番いいわけです。今までの間伐はそのような面もありましたから、間伐率が非常に低いのです。そのあたりのところは制度というか考え方を改めて、少量ではなくて50%切ってもいいよ、とにかく木が少し残っていたらそこに天然性林が開けていくから大丈夫だというような形の間伐をする、実質的に大胆な間伐をする、それが一番いいことだと思うのです。

そのようなことを申しあげますと、現在の指導者は「台風などで風が吹いたら木がひっくり返ってしまうからそんなことは許されない」とすぐに言われるのですが、本当は風が吹いてひっくり返ればひっくり返っていいのだと私は思うのです。とにかく土地が肥沃になり、少しだけでも残った木がよくなればいいのです。また、木が混み合っているから風が吹いても大丈夫ということではなくて、木が込み合っている、木がまばらになっても風害は同じことだと私は考えています。

だから、大胆な間伐に転換することが先ず大事です。次に、50年たったら皆伐してしまう、特に分収林に多いことなのですけれども、入札にかけて、一斉に皆伐して売ってしまうということだけを頭に置いたやり方を変えていって、50年になったものについてはそういう人（伐採業者）が入札して持って行くのもいいでしょうけれども、そういう人だけではなくて、そこには長伐期の経営に切りかえていくという人にも入札の道を開くようなやり方にとすると、森林は徐々によくなっていくのだと思います。

いろんな問題がありますけれども、一番大事なことは、何のための森林経営か、何を指すのか、どんな理念でやっているのかということところがぐらついたままの状態、とにかく今までどおりの雇用を守りたいという経営が続いていると、混乱しつつある現状が改められないまま、気がついたら20年という歳月がありますと、バイオマス発電により禿山だらけになる恐れがあります。最近バイオマス発電計画が林立し、特に九州、宮崎県、大分県は林業がバイオマス発電のために大きく変わりつつあります。

どのように変わりつつあるかといいますと、切った木は極端に言うと大部分のものがバイオマス発電で燃やすことに特化されそうな勢いです。これは林業の全体像を変えていきます。バイオマス発電にするためには、木は劣化した木のほうがいいという。何でも燃やすのですから、木をつくる必要がない。しかも、発電されるエネルギーよりもそこまで運ぶエネルギーのほうが本当は高いと思うのですが、運送費をできるだけ安くしないと成り立ちません。運送費をできるだけ安くするというのは、運送しやすいような寸法に全部切ってしまうと、バイオマス発電でみんな燃やしてしまう様になりかねません。だから、木材は全部2 mに切って、2 mが一番合理的な運搬ができますから、それをバイオマス発電

所に持って行ってチップ化して燃してしまうことになりそうです。

これまで苦労して育てて、ようやく実ったという、実ったわけではないのですけれども、ある程度出来上がってきた段階になって、これを全部発電資源にしてしまっただうなるかということを見るとぞっとします。今、原発がいいとか悪いとか言っていますが、それとは別に、バイオマス発電で木材の大部分が失われても本当にいいのだろうかという強い疑問も持つ次第であります。

とにかく、木の寿命というのは屋久杉みたいに2,000年、3,000年という長い寿命がありますから、その中で40年とか50年という木の寿命をとらえるのはあまりにも超短期の話です。皆伐により再生林しなければならなくなるという問題についても、再生林は事実上困難であるということを実は関係者皆さんが知っているのだけれども、建前上知らないふりをして、再生林できない伐採を許してしまえば、これから何十年か後には、これまでの蓄積の全てが消えてしまうのではないかとということが心配されます。

もう一つだけ、3ページにあります「再生林 無理と知りつつ 無駄をする」と書いていますが、実際に再生林をしようと思っても苗がもうありません。苗がないというのは、苗をつくるためには母樹が必要ですが、母樹が少ないということもあって、苗がまずありません。苗があっても人手がなくて植えることができません。もし植えたとしても、最近シカが悪さをします。苗が少し育つとシカが芽を食ってしまうので育ちません。スギの育成には50年間に約250万円の育成経費がかかりますが、50年たった木をうまく売ったとしても、せいぜい100万円程度にしかありません。

先ほど分収の話をしましたけれども、1ヘクタール100万円程度になった成果を皆さんが分け合って、跡地は再生林しなければなりません、再生林には250万かかりますよ、といえど植えないのは当然ですし、できません。できないということを知っていて、建前だけはおろさないで、とにかく切ってもいいよみたいことをいう無責任な対応をしているのが現状であります。林業とはそういう状況であります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今のお話を大体まとめますので、これでいいかどうか伺いたいと思います。基本的に戦後植えた木は50年で切るという原則で植えられている。その条件を満たす伐採には補助金モデル。しかしその原則を守ろうとすると皆伐になってしまう。しかも、立派に育った木をいきなり2mずつに切ってバイオマスにしてしまうことになる。その後、再生林はペイしないのだからできない。結果的に、大きな無駄が発生するだけでなく、治山治水の観点からも非常に危ない。そういう状況に今ある。

そうではなくて、50年の皆伐を促すようなことしないで、大規模な間伐を今、やることによって、長い期間かかっても残ったものを切っても補助金をもらえることにすれば、その過程では、材木も全部バイオに売るわけではなくて、いい木はそのまま材木として売ることができる。

そうやって将来的には自然林に戻して行って、最終的な段階ではバイオで使ってもいい

し、合板で使ってもいい。そのような形にすべきなのに、今、そこら辺の大前提が狂っているからおかしくなっているということでした。そのお話の背後には今の補助金制度のあり方を直す必要があるというご主張です。これは国有林とは別の問題ですが、補助金制度が大規模な間伐をやるインセンティブを与えないで、徐々に徐々にやるようなインセンティブ自体も問題だというお話だったからと思うのです

国有林を民営化する場合についても、民営化した後の補助金制度でこういうことになっていると、そこは考えたほうがいいよということも含まれていたと思うのですが、大体、そういうまとめでよろしいでしょうか。

○後藤氏 国有林全体をいきなり民営化するのではなくて、50年たったものを切ろうとしている、そこから民間の参入をうまくつくりながら長伐期に変えていくという方法もあるのではないかと思います。それについては買収する資金の問題もございますから、買収する資金については政策金融公庫が多くの場合、対応しているのです。森林を集約して、森林を買うことについては今、樹齢60年までは金融公庫が80%か90%ぐらい貸してくれる。そういういい制度はつくっていただいているので、集約化もかなり進むのですけれども、分収林の売買というか地上権の売買に対する金融は、現在は45年までしかないということになっているようです。

ところが、契約が満了になって、実際に問題が出てきて、みんなが考えるのは50年ですから、そのときに民間が地上権を買おうと思っても、全部自己資金でやらなくてははいけない。その部分については45年というのを一般的な森林と同じように60年まで延長すれば、そのところは随分スムーズにいくだろうと思います。

○八田座長 今のお話は、国有林の民営化ということを考えるときも、特に分収林について問題が大きいから、そこをまず急いでやるべきではないか。その際のポイントはとにかく長伐期ができるようにすることだから、そこに金融がつけられるような仕組みも考えたらどうだというお話ですね。

○後藤氏 そうすれば少しはよくなると思います。

○八田座長 では、委員の皆さんから御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○原委員 先にいいですか。

平成23年度に創設された制度がうまく動いていないというのは、設計のつくり込みのところ間違っていたのか、運用のところどう変わってしまったということなのか、もう少し教えていただけましたら。

○後藤氏 この制度はすぐれた制度だと私は思います。ところが、普及していないので、恐らく全ての森林の中で森林経営計画制度が順調にしているところがどれだけあるかという、恐らく1割以下だろうと思います。表面上は3割程度進んでいるとされています。その差は何であるかという、制度をかなりいいかげんに運用することを許してほしいといういろいろな圧力があって、制度がもともとの制度よりもかなり緩まった部分というか、

実際にはできていないけれどもできていると言っている部分があって3割ぐらいに到達していますが、実際にここに示されているような絵のようになっているのはまだ1割ぐらいです。それはどうしてかという、これまで旧制度のもとでやってきた方々が新制度をよしとせず、「長伐期などというのはとんでもない」という圧力に林野庁も押しひしがれているというところもあります。

○原委員 制度としては要件がきちっと決められているのだけれども、要件が満たされていないのに補助金が出されてしまっているとかそういうところが。

○後藤氏 当初のより要件を甘くしているみたいですね。

○原委員 それは自治体ですか。あるいは林野庁になるのですか。

○後藤氏 林野庁はこういうものをつくったこと自体、先輩というか前任者がずっとついていた、積み上げてきた、やってきた方式をある意味否定することになるわけですから、これは勇気あることだったと思います。

ところが、実動部隊の県が森林組合とかいろいろなところを指導します。そこがサボタージュしているからできない。今までのとおりが一番楽だった。補助金中心にして仕事を分けていくというのが一番楽だった。補助金の先というのは森林組合とかそういうところ

です。
森林経営をするということで、この制度が目指していたところには、その中で森林組合を潰す、外すということが背後にはありました。森林組合を外す、県を外す、市町村に全てをさせるといういろんなことを含んだ計画でした。ところが、森林組合は潰すことはならぬ、県を外して市町村に重点を移すことは県が好まない、だから新しい制度はサボタージュするという形で普及していないというのが実態だと思います。

○八田座長 これは従来は間伐の作業自体に補助金が出ていて、それは全体の経営計画でそのようでもなくとも、とにかく一定の規模の間伐をやれば出る。

○後藤氏 すると言えば全て出ます。

○八田座長 今度は無条件ではなくなつて。

○後藤氏 一定規模でないとだめです。

○八田座長 一定規模で、しかも計画がなければいけない、その計画は長伐期も許すと。

○後藤氏 計画は長伐期も許すといより大体長伐期になっていくと思うのです。

○八田座長 そういうプランをちゃんと出せば補助金をつけるよという仕組みになっているということですね。

○後藤氏 はい。

○八田座長 実際上はそんなに計画がいいかげんなのにどんどん出しているというわけですか。

○後藤氏 手抜き計画でも補助金を出さざるを得なくなっているというのが実態です。

○八代委員 ちょっと済みません。初めてなので技術的なことで、先ほど木ではなくて土壌が問題だとおっしゃいましたね。土壌というのは光が当たることで、草が生えることで、

土が栄養を持つものになっていく。それが余りにも込み合っていると、光が当たらないから草が育たなくて、土壌自体が劣化して、広島のようにあれだけいっぱい木が生えているのに山が崩れるということが起こるわけですね。

先ほど言われた、少しずつ切っていくと自然と広葉樹になっていくということなのですが、ただ、広葉樹だと後で切ってもお金にならないから、採算上問題が起こることに対してはどうすればいいのでしょうか。

○後藤氏 広葉樹がいいか悪いかということについては、一方でお金になるかならないかという部分も大変大事なことです。私は、針葉樹は将来的には輸出財にもなり、しっかりとしたお金になっていく貴重な資源だと思います。それは、間伐して、伐っても伐ってもまた元に戻ります。間伐だったら減ることはありません。ちょうど井戸の水のように、水をくみ上げると水が湧いてくる。くみ上げないでもったいないからといって放っておくと井戸が腐ってしまって水源が枯れてしまうというのと同じです。それとよく似た現象で、切って間伐してあれば、その度合いにもよりますが、恐らく30%ぐらいの間伐をしてやると5年から8年ぐらいの間に元の状況に資産の量としては戻っている。そこでまた間伐してやれば、それだけすぐ元に戻ります。

間伐をすると、最後の8ページの上のほうに絵を描いていますけれども、「間伐の 伐り株肥やしに のびのびと」と書いていますけれども、間伐をしてやりますと、右の絵のように、切った木の根がずっと土中に広がっているわけですから、それが枯れていって腐っていくと、それが肥やしになるからその周りの木がどんどん大きくなっていくのだと。そういうことを繰り返せば、間伐をしてやれば資産量、資源量、蓄積量が減ることはないのです。広葉樹については、針葉樹の間伐により、針葉樹の間隔が広くなれば自然に育ち大きくなります。広葉樹の効用は、木材価値よりも、肥沃な水を作るという環境貢献面にあると思います。

○八田座長 針葉樹の蓄積がある。

○後藤氏 しかも、その間に光が入ってくるから、先ほどその前のページの下の写真のように、広葉樹も生えてきます。だから、仮に切っても広葉樹も育ちますし、針葉樹も育ちます。

○八代委員 そんなすばらしいモデルを林野庁はやらずに杉ばかり植えようとするのは、かつて杉が非常に高価だったから。

○後藤氏 昔は杉が宝物でした。

○八代委員 非常に古いビジネスモデルに固執している。

○後藤氏 その残像が残っていると思います。

○八代委員 それは非常にばかげたことで、それこそ林野庁を民営化してしまえば、民間事業者側はそんなことは当然、商社かどこかがやればいいので、林野庁というのは中途半端な経済合理性を追求するからよくないということなのですかね。

○後藤氏 JALと国鉄の例がいい例だと思います。旧国鉄の頃がそうだったよう林業組織全

体が職員大事ということでお客様のことは考えないという経営をしていると思います。林野のファミリーの維持が大事。お客様というのは、今申しました土であり、それぞれの一本一本の木であり、国の富、安全とかいうことがお客様だと思うのですけれども、そのお客様のことよりもファミリーのことが大事という。そこが昔の国鉄とよく似ていると思います。

○八代委員 確認ですけれども、少しずつ伐採して広葉樹と針葉樹のミックスにしていけば自然に再生してずっと財産価値が残る。しかも、いわゆる広島みたいなことも起こらない。自然環境も保護できて、問題ないわけですね。問題は伐採するだけの人手だけれども、その人手を養うお金もちゃんと出てくるわけですね。

○後藤氏 それこそ世界に誇る森林モデルができつつあると思うのですけれども、ここでそれをしっかりしてもらうのが一番大事なことです。

○八田座長 かなり大胆な間伐が必要なのですね。今、おっしゃったのは3割なので、相応に大胆なのです。

○八代委員 だけれども、林野庁も「森林管理・環境保全直接支払制度」をつくったというのはそういうことを考えてやったわけですね。それがなかなか実際には実現していない。

○八田座長 国有林を民営化するとしたら、こういうことを民営化したところがやれるような形にしなくてはいけないというお考えですね。わかりました。

これは繰り返しになりますけれども、要するに、今、実際にやられていることは、特に九州でやられていることは全部皆伐してしまって、後も危ないし、先ほどおっしゃったような形で広葉樹がふえていくということもなかなかないし、危険なことをやっている。

このようにすれば針葉樹もそうだし、広葉樹もできるから、後で針葉樹を大きく切ったときも、もととなる広葉樹が育つ。広葉樹だけになったら、それはそれでまたバイオとか合板とか、そういうことのも材料としてもあり得るわけですね。そこは事業者の選択になるのです。

○後藤氏 それはそのときの選択だろうと思います。

○八田座長 だけれども、その選択に至るまでの徐々な広葉樹の導入が、選択肢をつくるために必要であるというお話ですね。

○八代委員 ただ、民間ベースで成り立つとしても、民間はいわゆる水質保全といいますか、その外部効果については守るインセンティブは一応ないので、そこは政府がその分を補助しないとイケないですね。

だから、そういう環境保全のための補助金を出して、あとは市場に任せていくというモデルですかね。そういうモデルはほかの分野でもありますね。電力とか何かもそうです。

○八田座長 今回、余り強調されなかったけれども、8ページの下の方に胸高断面積という概念があって、これが今、八代先生がおっしゃった、要するに木を全部切ってしまうて危ない状況にするのではなくて、胸の高さでの断面積を一定に保つという規制をかける、

国有林民営化の場合にそれだけは条件にしろということですね。

○八代委員 それだって容積率みたいで、平均して胸の高さだからあるところはすごく高くして、あるところは空き地にしても構わないみたいですね。

○八田座長 1 haごとに大体平均でやっていけばいいのだと。

○後藤氏 胸高断面積。

○八代委員 それはどこにあるのですか。

○八田座長 8 ページの絵の一番下の字です。胸の高さの断面。

これは一般に使われている概念ですか。

○後藤氏 なかなか一般的には使われていませんが、林野庁もよく御存じの概念です。

○八田座長 では、林野庁でも今までこれを法律や何かで使ったことがある概念ですか。

○後藤氏 こういうところまではしていないけれども、国有林などでかなり実際的にはやっている話です。

要するに、民営化するにしろ、今のまま続けるにしろ、いろんなことをやるときの基準になる、例えば仙北市で、資料にありましたこと、ドングリの木を重視するとか、そのよくなとときに、今は鬱蒼としていると思うのですけれども、そこをある程度明るくして、大胆な間伐をして、その間にドングリを植えるとかも大変有用なことで、その上で杉とかヒノキを切っていくということならいいのですけれども、いきなり杉を切って、そこにドングリを植えるといっても、それはよろしくない。森林というのは長く時間がかかるし、私たちの寿命よりも寿命が長い木を相手にするところが一番難しいところだと思いますので、長期的な視野で見ないと、短期的に今、どうだということをやったらなかなかそのとおりにはないということだと思います。

○八田座長 先ほど、大胆な間伐とおっしゃったけれども、これは胸高断面積でいえば大体ヘクタール当たりどのぐらい残すことになりますか。

○後藤氏 大胆な胸高断面積でいきますと、恐らく30~45ぐらいまで残せば。

○八田座長 それでいいと。

○後藤氏 はい。

○八代委員 70切ってもいいのですか。

○後藤氏 半分以上伐ってもいいと思います。今、実際にある鬱蒼とした森のほとんどのところが胸高断面積が70とか75というところだと思う。それを半分以下にして30ぐらいまで落とす。そうすれば、伐採量でいうと恐らく今、今ある量の半分以上を切る。そのかわり半分は残しなさいということでもいいのだと思います。

○八田座長 そうすると、例えば国有林を民間に経営委託したときに、例えば15年後とか20年後にヘクタール当たり30~45平米残しなさいと。それは最低の基準だといって、今は70平米あるとしたら、その差は最初の入札のときに民間経営者に買い取ってもらうという形にすればいいわけですね。

○後藤氏 恐らく民間経営者に買い取ってもらうということになると、それでもいいです

し、分収になっていますから。

○八田座長 分収の場合にはむしろ逆ですね。仙北などは分収ではないから、その場合には買い取ってもらうということ。分収林の場合には逆に。

○後藤氏 買い取ってもらうかわりに、胸高断面積の30は残してくださいと。30残すと、恐らく東北の場合でも10年たったら30が50ぐらいに戻っていると思うのです。また10年たって50を30まで落としても、また10年たったら戻るというもので、切ってしまったらあと成長しないというのではなくて、成長して、元のいい姿に戻るのです、今、例えば75として、50にしかならないのではないかではなくて、70などというのは異常に込み合い過ぎているので、30が50になったらそれこそ正常な世界です。

○八代委員 家畜と似ていますね。放牧民というか、家畜を一定量殺して行って、後で生まれる数とバランスをとればずっと生きていける。まさにそういう感じ。

○後藤氏 まさに森はそういうものなのだと思います。

○八田座長 そうしたら、今、くどくど伺ったのは、「土地はいいけれども、立木に関しては国の財産権があるので、これをどうしてくれるのだ」と林野庁が、いつも主張されているからです。立木に関してはこういう考え方があるわけですね。

あと、事務局のほうから何か御質問ございますか。いいですか。

八代先生、いいですか。

○八代委員 ありがとうございます。

○八田座長 大体時間が来たのですけれども、最後に一言。

○後藤氏 今、申し上げたように、宮崎から大分に、全部皆伐して昭和時代に作った造林が消えていく心配があります。宮崎から大分に広がる、大分に広がったら恐らくそれが福岡に広がり、山口に広がると思うのですが、それをどうしてとめるかというのが大事なところだと思いますが。

○八田座長 これは分収林ですね。

○後藤氏 今、全体的に分収林中心にして、分収林のそういうことについて、もし、特別に実験するとしたら大分県白杵市をそういう成長戦略の改善の特区にさせていただいて、今、申し上げたような緩和策を講じていただけたら、このようにここは救われたというところのモデルになればと願っています。

○八代委員 そのときに、問題は今、ある法律をどう変えるという話ではないわけで、むしろ新しいルールをつくるということですね。だから、それは別に規制緩和だけではなくて、規制をつくる特区であるということですね。

○八田座長 そのときはそのときに正式にということですね。

○後藤氏 そのようなことは市のほうからお聞きいただかないと、私は今、関係がありませんから。

○八田座長 どうも本当に有益なお話をありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。